



2026年6月12日

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還事案について

低所得世帯支援を目的とした国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る返還事案が発生しました。今回の事態を厳粛に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

記

1 概要

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は間接補助事業であり、年度内に支払を完了している必要があるため、本交付金を財源とした低所得世帯向けの交付金のうち、出納整理期間中の昨年4月2日に支払った80世帯246万円について、福島県から返還を求められているもの。6月定例会で予算計上し、議決後県へ返還を予定している。

2 原因

国交付金を活用した間接補助事業について年度内に支払を完了する必要があることについて認識していなかった。

3 再発防止策

事務処理にあたっての二重チェックの徹底を行うとともに、今後研修を実施し特に年度をまたぐ事務処理、予算執行について理解を進める。

【問い合わせ】

担当：社会福祉課 大山 メールアドレス：fukushi@city.tamura.lg.jp

TEL：0247 - 81 - 2273 FAX：0247 - 82 - 4555